

金仏壇の国産基準の追加に係る運用要領（案）

2018年3月

仏壇公取協 規約委員会

1. 仏壇公正競争規約認定時の懸案

2012年4月の仏壇公正競争規約認定時に、細部が未定で懸案となっていた課題は、「漆仕上げの定義」、及び、「金仏壇の国産基準の追加」の2件があった。

漆仕上げの定義については、2015年9月、関連する規約施行規則および運用要領改正が公正取引委員会及び消費者庁に承認され、2016年4月から施行された。

金仏壇の国産基準の追加については、仏壇公取協規約委員会で議論し、2015年、金仏壇の産地において工程別の作業時間調査を実施し、検討を重ねてきた。金仏壇の国産基準の追加の意味は、従来の国産基準では国産と判別できない仏壇であっても、追加される国産基準に照らして国産である場合は、販売店は「国産」「日本産」等と表示が可能となることである。（唐木仏壇の国産基準については現行規則で合意されており、懸案はない。）

2. 金仏壇の国産基準の追加

(1) 現行の金仏壇の国産基準

現行の金仏壇の国産基準は、仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則 別表5 金仏壇の原産国 内容 の前段で定められている。その内容は「材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程全て及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されているものである。

(参考) 別表5 金仏壇の原産国（注：下線部が国産基準）

区分（表示用語）	内容
国産 又は 日本	<u>材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程全て及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されているもののほか、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものである</u> 、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの
海外	上記以外のもの

注1 「海外」と表示すべきもののうち、組立・仕上げが日本で施工されたもの（キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本で施工したものを除く。）には、「海外（国内組立品 又は 日本組立品）」と表示できる。

注2 「海外」と表示すべきもののうち、海外のどの国で施工されたか明らかなものは、海外の国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注3 本表に加え、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注4 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる例示で、上記のもの以外が認められれば、運用要領に追加するものとする。

(参考) 現行の金仏壇の国産基準の図示

金仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸入可	日本	☆	☆	☆	☆	日本	日本	日本
	(注) ☆はいずれか1工程以上が日本国内で施工。(つまり、すべての工程が国内の場合も含む。)							

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外 (日本組立品)

輸入可	-	-	-	-	-	-	-	日本
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。							

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸入可	-	-	-	-	-	-	-	海外
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。							

(2) 金仏壇の国産基準の追加

金仏壇の国産基準の追加については、2012年4月の仏壇公正競争規約認定時には、細部が未定で懸案となっていた。

公正競争規約施行規則 別表5 金仏壇の原産国 内容 の後段では、「組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものであって、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの」としている。これは、仏壇公取協で金仏壇の国産基準の追加について「他の7工程の一部が日本で施工されることにより」の部分細部の成案を得たら、その内容を運用要領案とし、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得て施行することを予定していた趣旨である。

このたび、2012年以降の金仏壇の国産基準の追加に係る仏壇公取協規約委員会での検討を踏まえ、下記を提案することとしたい。

2. 金仏壇の国産基準の追加に係る考え方（案）

（1）伝統的工芸品の仏壇及びそれに準じた仏壇に適用する。

伝統的工芸品の仏壇及びそれに準じた仏壇にのみに適用する理由は以下のとおり。

仏壇の工程ごとの付加価値は多様であり、本来は、仏壇 1 本ごとに製造工程を調査し、海外での付加価値、国内での付加価値を計算しなければ国産、外国産は判別できない。

しかし、伝統的工芸品の金仏壇及びそれに準じた金仏壇であれば、仏壇の様式は産地ごとに類似しており、工程ごとの付加価値は類似していると推定できるので、工程ごとに国内、海外のどこで製作されたかを見ることで国産、外国産を判別することが可能であると考えることができる。

（2）金仏壇の国産基準の追加の内容

組立・仕上げを含むいくつかの工程が日本で施工されており、日本で施行された工程の付加価値の総和（伝統的工芸品各産地で調査したデータに拠る。）が十分に過半であれば国産と見なすこととする。

（3）有効数字等

全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会（以下「全仏連」）の協力により、伝統的工芸品各産地で調査した「各職（工程）別作業時間集計表」の有効数字は 2 桁である。加えて、同調査では、工程別作業時間の比率を、工程ごとの付加価値の比率であると見なしており、そのことによる誤差も含んでいる。よって、本稿の調査において国内の工程での付加価値の総計が 60% 以上の場合、十分に過半であって国産であると判別することとする。

3. 金仏壇の国産基準の追加に係る運用

① 伝統的工芸品の金仏壇及びそれに準じた金仏壇であるか否かの判断

伝統的工芸品の金仏壇及びそれに準じた金仏壇であるか否かの判断は、伝統的工芸品の振興に関する法律（以下「伝産法」）第 2 条第 3 項¹の指定に係る事業協同組合等が行うものとする。

伝産法の指定を受けていない金仏壇産地であっても、江戸時代から仏壇が作られており、産地指定、産地推奨等で当該産地の仏壇様式を特定できる場合は、仏壇公取協が、全仏連の意見を聴いて、金仏壇の国産基準の追加を行うことができることとする。（運用要領案第 9 条別表 1 の「伝統的工芸品指定等仏壇」に追記し、「内容」に工程ごとの付加価値を調査したデータに基づく国産基準を追加し、仏壇公取協、消費者庁及び公正取引

¹ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第 2 条 3 事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるよう当該工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長）を経由して経済産業大臣に申し出ることができる。

委員会で認められる必要がある。)

②金仏壇の国産基準の追加による国産表示

金仏壇に係る国産基準の追加案が仏壇公取協で承認され、運用要領の改正が消費者庁及び公正取引委員会で認められれば、従来の国産基準に加えて、追加される国産基準によっても国産表示が可能となる。

製造者が工程ごとにどこで製造されたかを販売店に示すことで、従来の国産基準では国産と判別できない仏壇であっても、追加される国産基準に照らして国産である場合は、販売店は「国産」「日本産」等と表示が可能となる。

④産地以外の国産部材を組み込んだ伝統的工芸品に準じた仏壇の取扱い

特定の産地の伝産法指定事業協同組合等が認めれば、産地以外の国産部材を組み込んだ仏壇に関しても追加される国産基準を適用できることとする。

例えば、京都の伝産法指定事業協同組合等が、京都の伝統的工芸品に準じた仏壇（いわゆる「京型仏壇」）であると認めれば、その仏壇の製作工程が京都以外の国内であっても、その工程は国内であると判別され、追加される国産基準に照らして仏壇が国産であれば、販売店は「国産」「日本産」等と表示が可能となる。

(参考) 伝統的工芸品の定義と国産定義の違い

仏壇公正競争規約で決まるのは、仏壇の国産、外国産であり、伝統的工芸品であるか否かは、伝産法及び関連法規で決まる。(伝統的工芸品はすべて国内で製作されるので、国産(純国産)である。)

伝統的工芸品の仏壇が他産地の部材を用いても伝統的工芸品と認められるか否かは、伝産法の指定告示に基づいて判断される。詳細は、伝産法指定事業協同組合等、全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会に問い合わせ、確認のこと。

⑤伝統的工芸品に準じない金仏壇

伝統的工芸品に準じない金仏壇は、工程ごとの付加価値はまちまちであり、追加される国産基準での判別はできない。(従来の国産基準を満たせば、国内での付加価値は十分に過半であると見なされ、国産と判別できる。)

4. 仏壇公正教則規約等の改正案

①仏壇の表示に関する公正競争規約

改正なし。

②仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則

改正なし。

③仏壇の表示に関する公正競争規約及び仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則に関する運用要領

新しい条を追加する。

(金仏壇の原産国で施行規則別表 5 本則に拠らないもの)

第 9 条 規約第 4 条、施行規則第 3 条第 2 項及び別表 5 に規定する「組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の 7 工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるもの」は、伝統的工芸品の振興に関する法律第 2 条第 3 項の指定に係る仏壇又はそれに準じた仏壇ごとに、当該事業協同組合等が、伝統的工芸品の仏壇及びそれに準じた仏壇であると認めた仏壇であって、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの 8 工程をいう。）について別表 1 の内容を満たすものとする。

別表 1

伝統的工芸品指定等仏壇	内容
山形仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む 6 工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の 4 工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、金具、塗り</p> <p>② 木地、宮殿、金具、金箔押し</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、金箔押し</p> <p>④ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>⑤ 木地、彫刻、金具、塗り</p> <p>⑥ 木地、彫刻、金具、金箔押し</p> <p>⑦ 木地、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑧ 木地、彫刻、塗り、金箔押し</p> <p>⑨ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑩ 木地、金具、塗り、金箔押し</p> <p>⑪ 木地、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑫ 木地、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑬ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑭ 宮殿、金具、塗り、金箔押し</p> <p>⑮ 宮殿、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑯ 彫刻、金具、塗り、金箔押し</p> <p>⑰ 彫刻、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑱ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の 3 工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、金具、塗り</p>
新潟・白根仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む 6 工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の 4 工程</p>

	<p>が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵 ② 木地、宮殿、金具、塗り ③ 木地、宮殿、金具、蒔絵 ④ 木地、宮殿、塗り、蒔絵 ⑤ 木地、宮殿、金箔押し、蒔絵 ⑥ 木地、彫刻、金具、塗り ⑦ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑧ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑨ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵 ⑩ 木地、金具、塗り、金箔押し ⑪ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑫ 木地、金具、金箔押し、蒔絵 ⑬ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑭ 宮殿、金具、塗り、蒔絵 ⑮ 彫刻、金具、塗り、蒔絵 ⑯ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑰ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、金具、蒔絵 ② 木地、塗り、蒔絵</p>
長岡仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、金具、塗り ② 木地、宮殿、金具、蒔絵 ③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵 ④ 木地、彫刻、金具、塗り ⑤ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑥ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑦ 木地、金具、塗り、金箔押し ⑧ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑨ 木地、金具、金箔押し、蒔絵 ⑩ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑪ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵 ⑫ 宮殿、金具、塗り、蒔絵 ⑬ 彫刻、金具、塗り、蒔絵 ⑭ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑮ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p>

	<p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、塗り、蒔絵</p> <p>② 金具、塗り、蒔絵</p>
飯山仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、宮殿、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>④ 木地、宮殿、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑤ 木地、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑥ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑦ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑧ 木地、金具、塗り、金箔押し</p> <p>⑨ 木地、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑩ 木地、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑪ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、蒔絵</p> <p>② 木地、彫刻、蒔絵</p> <p>③ 木地、金具、蒔絵</p> <p>④ 木地、塗り、蒔絵</p> <p>⑤ 木地、金箔押し、蒔絵</p>
金沢仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、宮殿、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>④ 木地、宮殿、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑤ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑥ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑦ 木地、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑧ 木地、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑨ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑩ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑪ 宮殿、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑫ 宮殿、金具、塗り、蒔絵</p>

	<p>⑬ 宮殿、金具、金箔押し、蒔絵 ⑭ 宮殿、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑮ 彫刻、金具、塗り、蒔絵 ⑯ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑰ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、塗り、蒔絵 ② 宮殿、塗り、蒔絵 ③ 彫刻、塗り、蒔絵 ④ 金具、塗り、蒔絵 ⑤ 塗り、金箔押し、蒔絵</p>
七尾仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。 2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、金具 ② 木地、宮殿、彫刻、塗り ③ 木地、宮殿、彫刻、蒔絵 ④ 木地、宮殿、金具、塗り ⑤ 木地、宮殿、金具、蒔絵 ⑥ 木地、宮殿、塗り、金箔押し ⑦ 木地、宮殿、塗り、蒔絵 ⑧ 木地、彫刻、金具、塗り ⑨ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑩ 木地、彫刻、塗り、金箔押し ⑪ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑫ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵 ⑬ 木地、金具、塗り、金箔押し ⑭ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑮ 木地、金具、金箔押し、蒔絵 ⑯ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑰ 彫刻、金具、塗り、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、彫刻、塗り ② 木地、塗り、蒔絵</p>
名古屋仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。 2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、金具</p>

	<p>② 木地、宮殿、彫刻、蒔絵 ③ 木地、宮殿、金具、塗り ④ 木地、宮殿、金具、金箔押し ⑤ 木地、宮殿、金具、蒔絵 ⑥ 木地、宮殿、塗り、蒔絵 ⑦ ⑩ 木地、宮殿、金箔押し、蒔絵 ⑧ 木地、彫刻、金具、塗り ⑨ 木地、彫刻、金具、金箔押し ⑩ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑪ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑫ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵 ⑬ 木地、金具、塗り、金箔押し ⑭ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑮ 木地、金具、金箔押し、蒔絵 ⑯ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑰ 宮殿、彫刻、金具、蒔絵 ⑱ 宮殿、金具、塗り、蒔絵 ⑲ 宮殿、金具、金箔押し、蒔絵 ⑳ 彫刻、金具、塗り、蒔絵 21 彫刻、金具、金箔押し、蒔絵 22 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、金具 ② 木地、彫刻、金具 ③ 木地、金具、塗り ④ 木地、金具、金箔押し ⑤ 木地、金具、蒔絵 ⑥ 木地、塗り、金箔押し ⑦ 木地、塗り、蒔絵 ⑧ 木地、金箔押し、蒔絵 ⑨ 宮殿、金具、蒔絵 ⑩ 彫刻、金具、蒔絵 ⑪ 金具、塗り、蒔絵 ⑫ 金具、金箔押し、蒔絵</p>
三河仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。 2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、金具、蒔絵 ② ⑨ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 木地、彫刻、金具、塗り ④ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑤ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑥ 木地、金具、塗り、金箔押し ⑦ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑧ 木地、金具、金箔押し、蒔絵 ⑨ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑩ 宮殿、彫刻、金具、蒔絵 ⑪ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵 ⑫ 宮殿、金具、塗り、蒔絵 ⑬ 彫刻、金具、塗り、金箔押し ⑭ 彫刻、金具、塗り、蒔絵 ⑮ 彫刻、金具、金箔押し、蒔絵 ⑯ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵 ⑰ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵 <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木地、塗り、蒔絵 ② 彫刻、塗り、蒔絵 ③ 金具、塗り、蒔絵
彦根仏壇	<ul style="list-style-type: none"> 1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。 2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。 ① 木地、宮殿、彫刻、金具 ② 木地、宮殿、彫刻、塗り ③ 木地、宮殿、彫刻、金箔押し ④ 木地、宮殿、彫刻、蒔絵 ⑤ 木地、宮殿、金具、塗り ⑥ 木地、宮殿、金具、金箔押し ⑦ 木地、宮殿、金具、蒔絵 ⑧ 木地、宮殿、塗り、金箔押し ⑨ 木地、宮殿、塗り、蒔絵 ⑩ 木地、彫刻、金具、塗り ⑪ 木地、彫刻、金具、金箔押し ⑫ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑬ 木地、彫刻、塗り、金箔押し ⑭ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑮ 木地、金具、塗り、金箔押し ⑯ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑰ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵

	<p>⑱ 宮殿、彫刻、金具、塗り</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、塗り</p> <p>② 木地、彫刻、塗り</p> <p>③ 木地、金具、塗り</p>
京仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、宮殿、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>④ 木地、彫刻、金具、塗り</p> <p>⑤ 木地、彫刻、金具、金箔押し</p> <p>⑥ 木地、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑦ 木地、彫刻、塗り、金箔押し</p> <p>⑧ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑨ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑩ 木地、金具、塗り、金箔押し</p> <p>⑪ 木地、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑫ 木地、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑬ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑭ 彫刻、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑮ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑯ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、金具、蒔絵</p> <p>② 木地、塗り、蒔絵</p>
大阪仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、塗り</p> <p>② 木地、宮殿、金具、塗り</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>④ 木地、彫刻、金具、塗り</p> <p>⑤ 木地、彫刻、塗り、金箔押し</p> <p>⑥ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑦ 木地、金具、塗り、金箔押し</p> <p>⑧ 木地、金具、塗り、蒔絵</p>

	<p>⑨ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑩ 宮殿、彫刻、金具、塗り</p> <p>⑪ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑫ 宮殿、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑬ 宮殿、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑭ 彫刻、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑮ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑯ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、塗り、蒔絵</p> <p>② 宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>③ 彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>④ 金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑤ 塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>4 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の2工程が日本で施工されている。</p> <p>① 塗り、蒔絵</p>
広島仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、宮殿、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>④ 木地、宮殿、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑤ 木地、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑥ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑦ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑧ 木地、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑨ 木地、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑩ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑪ 宮殿、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑫ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑬ 宮殿、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑭ 宮殿、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑮ 宮殿、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑯ 宮殿、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑰ 彫刻、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑱ 彫刻、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑲ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵</p>

	<p>⑳ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、金箔押し、蒔絵</p> <p>④ 宮殿、金具、蒔絵</p> <p>⑤ 彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑥ 彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑦ 金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑧ 金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑨ 塗り、金箔押し、蒔絵</p>
八女福島仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、宮殿、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵</p> <p>④ 木地、彫刻、金具、塗り</p> <p>⑤ 木地、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑥ 木地、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑦ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑧ 木地、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑨ 木地、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑩ 木地、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑪ 宮殿、彫刻、金具、蒔絵</p> <p>⑫ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵</p> <p>⑬ 彫刻、金具、塗り、蒔絵</p> <p>⑭ 彫刻、金具、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑮ 彫刻、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>⑯ 金具、塗り、金箔押し、蒔絵</p> <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、彫刻、蒔絵</p> <p>② 木地、金具、蒔絵</p> <p>③ 木地、塗り、蒔絵</p>
川辺仏壇	<p>1 組立・仕上げを含む6工程以上が日本で施工されている。</p> <p>2 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の4工程が日本で施工されている。</p> <p>① 木地、宮殿、彫刻、蒔絵</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ② 木地、宮殿、金具、蒔絵 ③ 木地、宮殿、塗り、蒔絵 ④ 木地、彫刻、金具、塗り ⑤ 木地、彫刻、金具、蒔絵 ⑥ 木地、彫刻、塗り、蒔絵 ⑦ 木地、彫刻、金箔押し、蒔絵 ⑧ 木地、金具、塗り、蒔絵 ⑨ 木地、金具、金箔押し、蒔絵 ⑩ 宮殿、彫刻、金具、蒔絵 ⑪ 宮殿、彫刻、塗り、蒔絵 ⑫ 宮殿、金具、塗り、蒔絵 ⑬ 彫刻、金具、塗り、蒔絵 ⑭ 彫刻、金具、金箔押し、蒔絵 <p>3 組立・仕上げ及び組立・仕上げ以外の下記の各号の3工程が日本で施工されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木地、金具、蒔絵
--	--

以上

(参考) 仏壇の原産国の考え方 (仏壇公正競争規約制定時 (2012年) の説明資料)

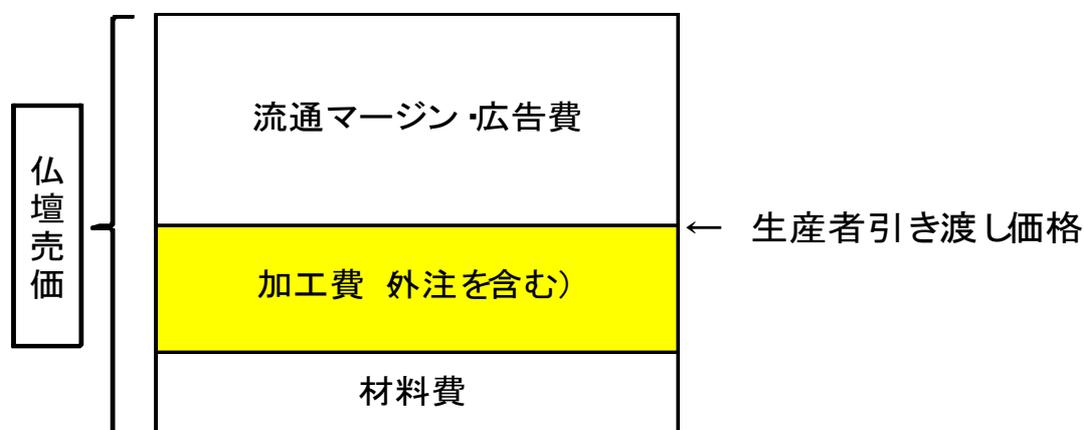
(1) 100%純国産でなくとも「国産表示」の理由

① 仏壇の原産国 (国産/外国産の線引き (定義)) の考え方

国産、外国産に関する消費者と事業者のトラブルは、最終的には裁判で決着せざるを得ない。したがって、消費者を保護するためには、原産国を決めるルール (仏壇の原産国 (国産/外国産の線引き (定義))) は裁判でも認められるような根拠あるものである必要がある。仏壇公正競争規約の原産国ルールは、WTOウルグアイ・ラウンドで合意された原産地規則協定に基づく原産地規則の調和作業の考え方に沿って、「実質的変更基準」のうち「関税番号変更基準」及び「補足的基準」のうち「付加価値基準」を考慮しつつ「加工工程基準」で運用するという制度設計 (詳細は後述) としており、考え方、運用の実現可能性ともに妥当と言える。

国産/外国産の線引き (定義) の考え方は、以下のとおりである。

1. 仏壇の原産国は、仏壇の加工がどこで行われたかで決める。
2. 仏壇の売価は、材料費、加工費 (外注を含む)、流通マージン・広告費に分類される。
仏壇の原産国に関係するのは、加工費の部分で、材料 (木材、金、漆など) が外国産であっても関係はない。

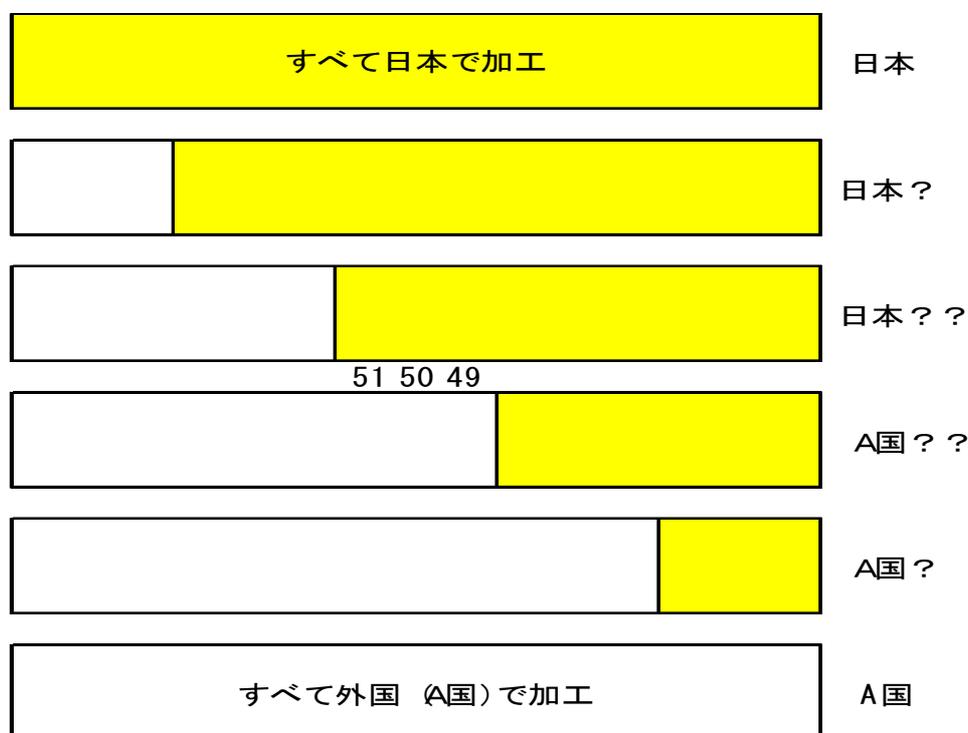


3. すべての製品は、どこかの国の原産である。加工が複数の国で行われた場合にも、どこかに決めなければならない。

100%純国産の場合のみを国産と認めるべきだという意見が、主に国内生産者から出されたが、99%日本製のものを外国製と認めることは外国からみるとおかしいので、原産国が不明になってしまう。しかし、あらゆる製品はどこかの国の原産に分類しなければならない。そうしなければ、例えば、原産国によって関税が違う場合、関税をいくらにすればよいか決まらなくなってしまう²。

100%純国産でなくとも国産であるものがあり、100%純国産でなくとも「国産表示」できる理由はそこにある。

(参考) 国産か外国産かを考えるイメージ



(2) 規約の中での日本産・海外産の基準

規約の中での日本産・海外産の基準は、「別表5 金仏壇の原産国」「別表7 唐木仏壇の原産国」にある。

① 金仏壇の国産基準は以下のとおりである。

1) 材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鋳金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程全て及び宮殿、彫刻、鋳金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されているもの。

² 例えば、日本への輸入関税の場合、相手国が途上国であれば特惠関税が適用されたり、自由貿易協定を結んでいれば無税になったりと、輸入品の原産国によって関税が異なる場合がある。

2) 組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものであって、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの

このうち、2)の運用要領は、2012年6月現在、定められていない。運用要領が定まるまでの間は、1)の基準のみが適用される。

3) 海外産のうち、組立・仕上げが日本で施工されたもの（キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本で施工したものを除く。）には、「海外(国内組立品 又は 日本組立品)」と表示できる。

4) 海外産のうち、海外のどの国で施工されたか明らかなものは、海外の国又は地域（例えば、台湾、香港など）の名称を表示することができる。

5) 仏壇全体としての原産国表示のほかに、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を表示することができる。

金仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸入可	日本	☆	☆	☆	☆	日本	日本	日本
	(注) ☆はいずれか1工程以上が日本国内で施工。(つまり、すべての工程が国内の場合も含む。)							

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外 (日本組立品)

輸入可	-	-	-	-	-	-	-	日本
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。							

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸入可	-	-	-	-	-	-	-	海外
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。							

② 唐木仏壇の国産基準は以下のとおりである。

1) 主材料及び心材の原産国にかかわらず、製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗り、組立・仕上げの5工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、組立・仕上げの全てが日本で施工されているもの。

2) 組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の4工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものであって、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの。

このうち、2)の運用要領は、2012年6月現在、定められていない。運用要領が定まるまでの間は、1)の基準のみが適用される。

3) 海外産のうち、組立・仕上げが日本で施工されたもの（キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本で施工したものを除く。）には、「海外(国内組立品 又は 日本組立品)」と表示できる。

4) 海外産のうち、海外のどの国で施工されたか明らかなものは、海外の国（例えば、中国、ベトナムなど）又は地域（例えば、台湾、香港など）の名称を表示することができる。

5) 仏壇全体としての原産国表示のほかに、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を表示することができる。

唐木仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸 入 可	日 本	—	—	日 本	日 本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。				

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外 (日本組立品)

輸 入 可	—	—	—	—	日 本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。				

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸 入 可	—	—	—	—	海 外
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。				

(3) 鋳金具の半分が国産、半分が中国産、という場合

鋳金具の半分が国産、半分が中国産というように、工程の中でも国産・外国産が混ざる場合にどうするかについては、「ガイドライン案 原産国の定義の詳細について (2011年5月26日仏壇公取協準備委員会発起人会決定)³⁾」で、「2. ひとつの工程を複数国にまたが

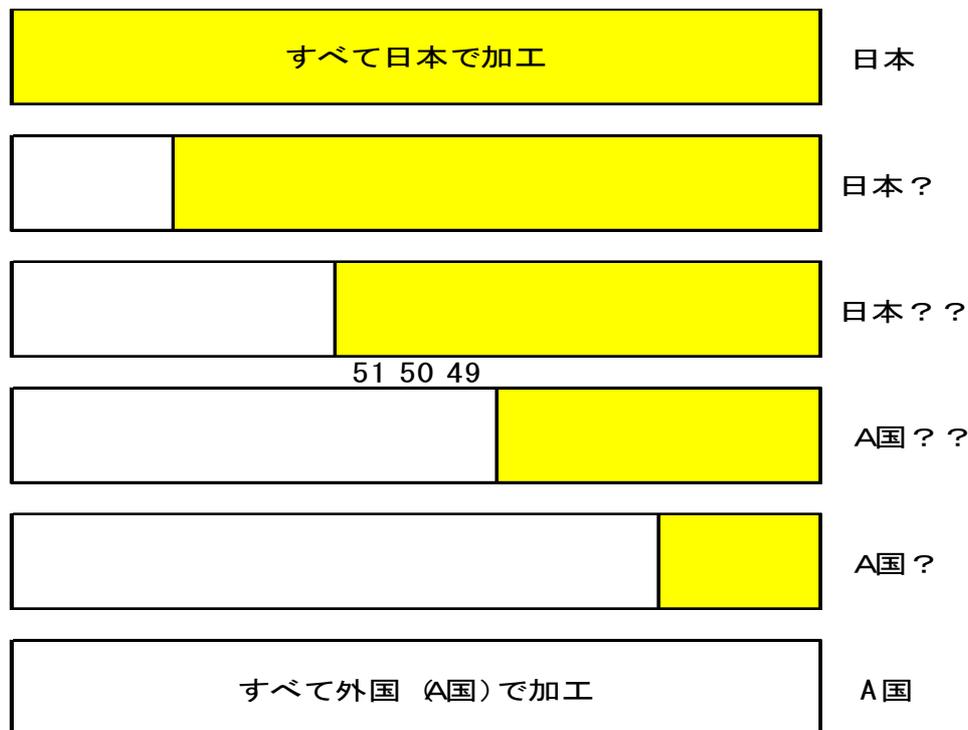
³⁾ (参考) <ガイドライン>原産国の定義の詳細について (2011年5月26日仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会決定)

1. 施行規則別表4「国産 又は 日本」の内容中「所定の工程が日本で施工されていることから付加価値の過半が日本で施工されたと認められる」場合は、以下のとおりとする。

って施工した場合は、組立・仕上げが日本で施工され、かつ、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるかにより、「国産 又は 日本」を判断するものとする。」とされた。

つまり、工程の中でも国産・外国産が混ざることとも考慮に入れた上で、仏壇全体の付加価値が、国内と海外のどちらが多く付けられているのかで決めましょうということだ。

(参考) 国産か外国産かを考えるイメージ (再掲)



2. 「組立仕上げは国内の〇〇産地」

(1) 「海外 (国内組立品)」に該当する製品

「海外 (国内組立品)」「海外 (日本組立品)」と表示できる製品は、付加価値の過半は海外で付いているが、組立・仕上げは国内で行っているものである。

この場合、組立・仕上げを国内で行うとは、仏壇の部品を輸入して、国内で組み立てて仏壇にして、仕上げているものを言う。キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本

(1) 製造工程 (木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本ガイドラインにおいて同じ。)のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程すべて及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されたもの。

(2) 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる定義で、上記(1)以外のものが合意されれば、本ガイドラインに追加するものとする。

2. ひとつの工程を複数国にまたがって施工した場合は、組立・仕上げが日本で施工され、かつ、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるかにより、「国産 又は 日本」を判断するものとする。

で施工したものは該当しない。

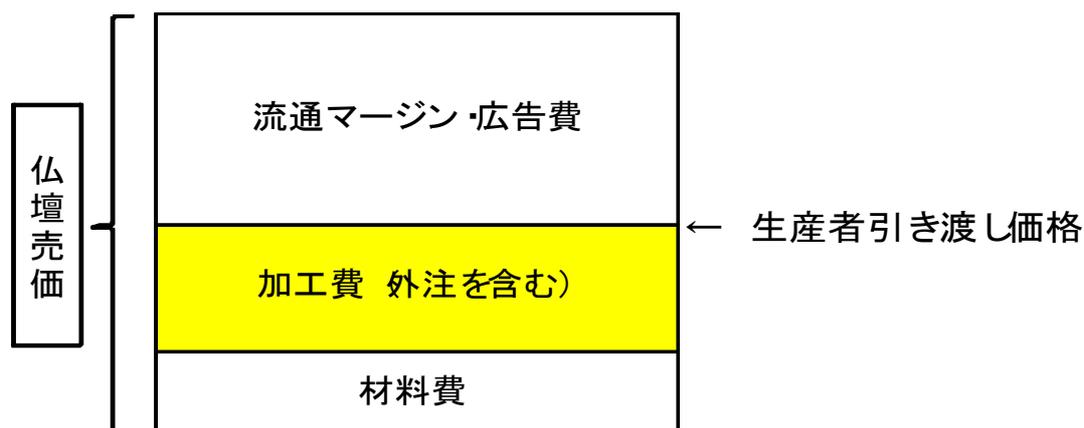
輸入する際に関税番号等が「仏壇」で輸入されたものは、国内でどのように手をかけようと、国内で組立・仕上げしたのものには該当しない。

輸入した仏壇を国内工場に在庫して「工場直送」とアピールしたり、キズの修理や検品しただけで国内産と表示したりといった事例について、仏壇公取協準備委員会発起人会で審議されたが、規約・施行規則や、消費者庁、公正取引委員会のルール、見解は、これらの表示が妥当ではないということで一致した。

(2) 付加価値の過半が日本で施工された製品

規約、施行規則にもとづく原産国の判断では、付加価値の過半が日本で施工されたことが判断基準の重要な要素となっている。

しかし、仏壇の付加価値を厳密に計算するには、仏壇の生産者引き渡し価格から材料費を抜き、間接費や減価償却も含めて工程ごとに原価を分解しなければならない。これを仏壇1本1本行うのはコストがかかりすぎて事実上不可能である。また、みんなに原価を教えないと国産かどうか信じてもらえないことになるが、原価は重大な企業秘密であって、開示は事実上不可能である。



そのため、WTOウルグアイ・ラウンドで合意された原産地規則協定に基づく原産地規則の調和作業の考え方では、「加工工程基準」といって、工程がどこで行われたかをチェックすることで付加価値の過半が国内で施工されたかを判断する考え方を採用している。

これならば、複雑な原価計算や、原価の開示なしに、国産であることを証明することが可能である。例えば、ある産地では、工程ごとに国内生産者が生産者証明の印鑑を押すことにより、仏壇が国産であることを消費者に証明している。

(3) 在庫品で産地が不明の場合の産地表示

古い在庫品の取扱いについては、できる限り調べた上で、表示事項が明らかにできない場合、「不詳」「不明」との表示でもやむを得ない としている。

在庫品で産地が不明のときに、仕入先に照会するなど産地について調べる努力は行ったがわからなかった場合には、規約施行前の仕入れ製品であることを示しつつ「産地不明」と表示することはやむをえない。

(4) 自社製品の範疇

国産・外国産でなく、自社製品と表示したいという意見もあった。海外産であっても、自社で品質管理していることをアピールしたいという背景がある。

これに関しては、公正競争規約では、原産国に関する表示は、①国産/ 日本、または ②海外/ ○○(○○は国の名称)(国内組立品又は 日本組立品)、または ③海外/ ○○(○は国の名称)のいずれかを表示しなくてはならない。

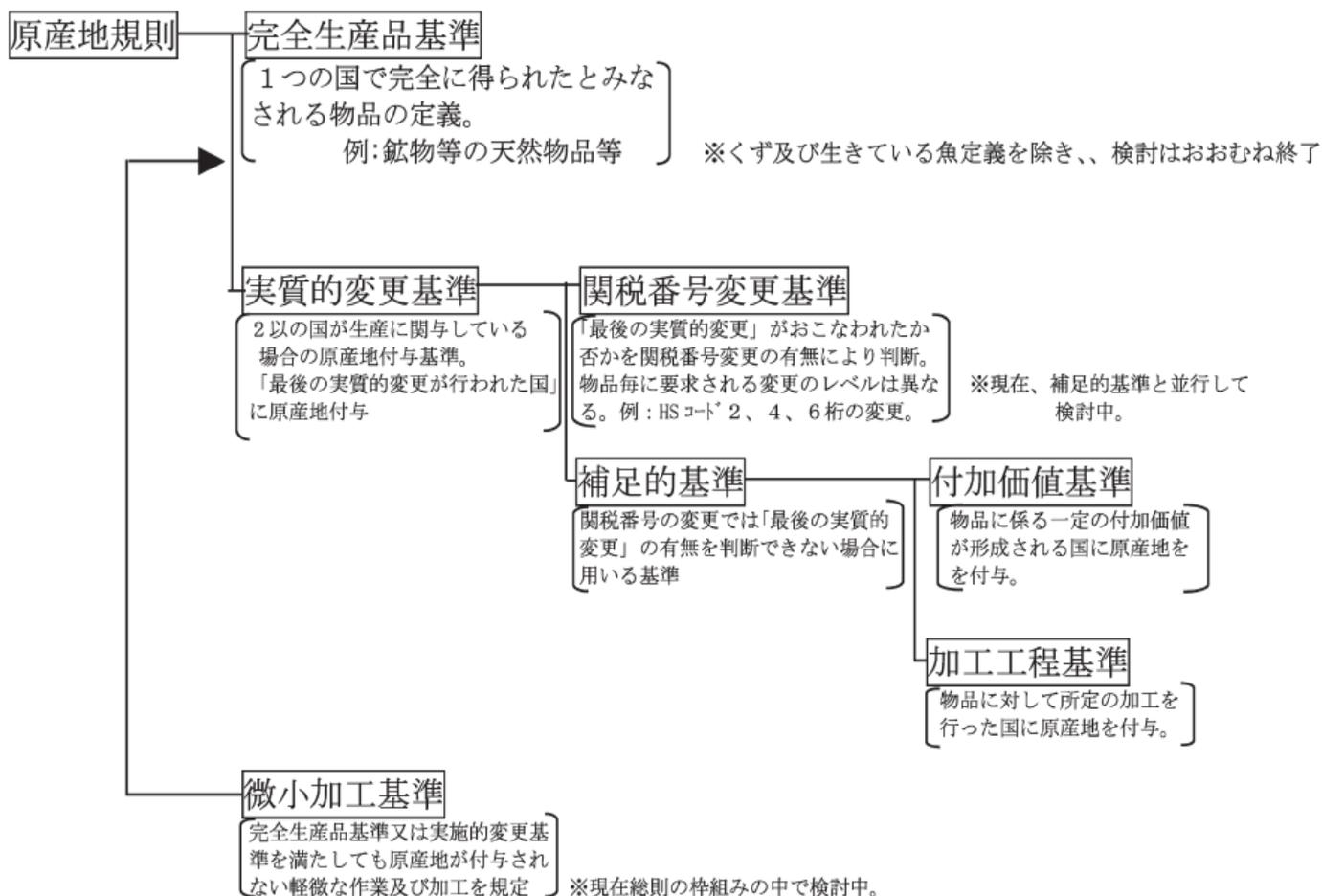
そのうえで、規約にない「自社製」や「○○会社製」、地域団体商標なども付加的に記載・PRすることができる。

一般論として、規約に基づく表示は会員が守るべき最小限を定めたものであり、消費者にたくさんの情報を開示することは歓迎される。

(5) 原産地規則の詳細

①原産地規則は、国際的に取り引きされる物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、現状では国際的に共通する十分に整備されたルールはなく、各国又は各地域貿易協定に係る地域が独自に定めている。現在、WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則に関する協定(以下「原産地規則協定」という。)」に基づき、原産地規則の調和作業⁴が行われている。

<図表9-2> 調和作業を行っている原産地規則の体系図



②仏壇の原産国基準の考え方

ア. すべての工程が国内の産地で生産されたものは国産と言える

仏壇のうち、すべての工程が国内の産地で生産されたものは国産である（完全生産基準）。しかし、工業製品で、これのみ国産とし、その他は海外産とする考え方は、国際的にはまったく支持されていない。実質的変更基準の考え方を考慮する必要がある。

イ. 組立・仕上げを国内で行うだけでは国産とは言えない

仏壇の部品から仏壇の関税番号に変更する加工を国内で行うものは国産という考え方（実質的変更基準のうち関税番号変更基準）がある。仏壇の例では、関税番号（HSコード）9403.90.010、（金属製部分品）、9403.90.020（木製部分品）、9403.90.090（その他部分品）を輸入して、関税番号（HSコード）9403.60.110の仏壇に加工したら関税番号が変更されるので国産という考え方である。

しかし、国際的には通説となっておらず⁵、実質的変更基準の補足的基準（付加価値基準と加工工程基準）で補うのが妥当であるとされている。

（参考）関税番号（HSコード）

9403.60	その他の木製家具
110	— 仏壇
9403.90	部分品
010	— 金属製のもの
020	— 木製のもの
090	— その他のもの

ウ. 組立・仕上げを国内で行い、国内で十分に付加価値を付ければ国産と言える

組立・仕上げを国内で行い、かつ、国内で過半の付加価値が付くくらい、国内で加工工程が行われていれば国産と言える。

付加価値が十分国内で付いていれば国産と言えるという考え方が「付加価値基準」である。例えば、中国で部品を作り、国内の部品と合わせて国内で組立・仕上げを行う場合に、付加価値が十分国内で付いていれば国産という考えである。この場合、中国での付加価値と国内の付加価値を比べて多い方の国を原産国とすることになるので、限界的には付加価値の51%以上を付けた国を原産国とすることとなる。

「付加価値基準」は、理論としてはわかりやすいが、実施しようとする、製品ごとに原価計算をして部品を製造した国ごとの付加価値を出さねばならず、また、それを第三者が確認するためには、製造者が第三者に製造原価を教える必要があり、現実的ではない。

「加工工程基準」は、加工工程ごとに外国・国内のどこで行われたかを調べることによ

⁵ 半完成品を輸入してネジ回しで組み立てただけで米国製として販売する手法に対して、米国政府が妥当でないとして規制（スクリュードライバー規制）をした歴史がある。

って外国産・国産を判定しようとする考え方である。「付加価値基準」の考え方を理論どおり完璧に実施することは困難なので、近似的に実現可能な方法で行おうとする考え方と言える。

仏壇公正競争規約・施行規則の原産国基準は、国際的な原産地規則の議論の「実質的変更基準」のうち「関税番号変更基準」及び「補足的基準」のうち「付加価値基準」を考慮しつつ「加工工程基準」で運用するという制度設計になっており、考え方、運用の実現可能性ともに妥当と言える。

<施行規則別表>

別表 4 金仏壇の原産国に関する表示

区分（表示用語）	内容
国産 又は 日本	材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程全て及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されているもののほか、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものであって、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの。
海外	上記以外のもの

注1 「海外」と表示すべきもののうち、組立・仕上げが日本で施工されたもの（キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本で施工したものを除く。）には、「海外（国内組立品又は日本組立品）」と表示できる。

注2 「海外」と表示すべきもののうち、海外のどの国で施工されたか明らかなものは、海外の国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注3 本表に加え、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注4 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる例示で、上記のもの以外が認められれば、運用要領に追加するものとする。

別表6 唐木仏壇の原産国

区分（表示用語）	内容
国産 又は 日本	主材料及び心材の原産国にかかわらず、製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗り、組立・仕上げの5工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、組立・仕上げの全てが日本で施工されているもののほか、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の4工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるものであって、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認による運用要領に定めるもの
海外	上記以外のもの

注1 「海外」と表示すべきもののうち、組立・仕上げが日本で施工されたもの（キズの修理、検品、又は部分的な組立のみを日本で施工したものを除く。）には、「海外（国内組立品又は日本組立品）」と表示できる。

注2 「海外」と表示すべきもののうち、海外のどの国で施工されたか明らかなものは、海外の国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注3 本表に加え、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を表示することができるものとする。

注4 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の4工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる例示で、上記のもの以外が認められれば、運用要領に追加するものとする。

(参考) 仏壇の国産・外国産の判断フローチャート

